

IV 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- 多重債務問題を始めギャンブル等依存症に関連して生じるギャンブル等依存症問題等について対策を進めます。特に、オンラインカジノについて、アクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されていることを踏まえ、取り締まりに加え、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育に取り組みます。

1 多重債務問題等への取組

(1) 多重債務問題への取組

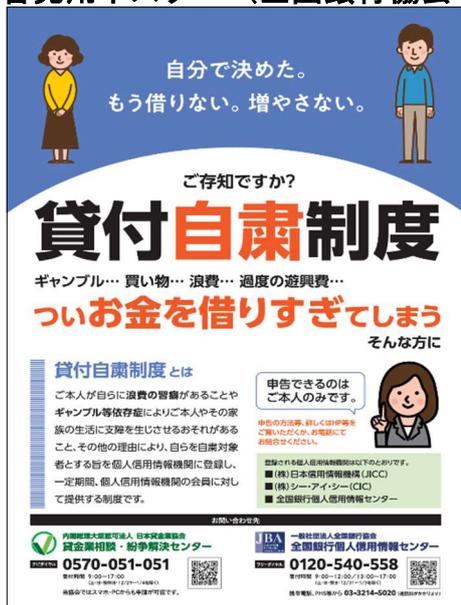
<現状及び課題>

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県の登録貸金業者は44業者（2025年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、貸金業の立入検査に当たって、個人信用情報機関の登録情報の適切な使用を確認のうえ、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

<今後の取組>

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。
〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。
〔経済産業局〕

◇啓発用ポスター（全国銀行協会・日本貸金業協会 2020）



自分で決めた。
もう借らない。増やさない。

ご存知ですか？
貸付自粛制度
ギャンブル… 買い物… 浪費… 過度の遊興費…
ついお金を借りすぎてしまう
そんな方に

貸付自粛制度とは
ご本人が自らに浪費の習慣があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象者とする旨を個人信用情報機関に登録し、一定期間、個人信用情報機関の会員に対して提供する制度です。

申告できるのはご本人のみです。
申告の方法等、詳しくはHP等をご覧いただき、お電話にてお問合せください。

登録される個人信用情報機関は以下のとおりです。
■(株)日本信用情報機構(JICC)
■(株)シー・アイ・シー(CIC)
■全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先
内閣府 独立行政法人 日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター
0570-051-051
受付時間 12:00~17:00
相談受付は24時間・年中無休です。

一般社団法人 全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター
0120-540-558
受付時間 12:00~17:00
相談受付は24時間・年中無休です。

(2) 宝くじにおける自主的な取組の推進

<現状及び課題>

- 全国自治宝くじ事務協議会は、ギャンブル等依存症に関する専門家の研修を受けた相談対応者を宝くじコールセンターに設置する、ウェブサイトにおける購入制限を実施するなど、ギャンブル等依存症に係る取組を自主的に実施しています。
- ギャンブル等依存症が疑われる者が宝くじを購入することもあることを踏まえ、引き続き宝くじを健全に楽しんでいただけるよう、自主的な取組を推進することが重要であり、本県でもそれを踏まえた取組の実施が必要です。

<今後の取組>

- 本県も構成員である全国自治宝くじ事務協議会において、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施やウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、ギャンブル等依存症にかかる自主的な取組を推進します。
〔総務局〕
- また、本県においても、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施など、自主的な取組の推進に努めます。
〔総務局〕

2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

(1) 違法なギャンブル等の取締りの強化

<現状及び課題>

- 本県警察本部においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進していますが、賭博事犯は依然として発生しています。
- また、2025年基本計画では、賭客のみならずオンラインカジノの収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化する必要性が示されました。
- これらを踏まえ、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りを徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進する必要があります。

<今後の取組>

- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、オンラインカジノ、違法な賭博店等の取締りを徹底し、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。
〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議
第11項

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

(2) オンラインカジノの違法性等の周知

<現状及び課題>

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、オンラインカジノに関する消費生活相談が依然として寄せられており、オンラインカジノの違法性について引き続き周知するとともに、オンラインカジノが関係する「もうけ話」について注意喚起を実施する必要があります。
- また、青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進する必要があります。

<今後の取組>

- 青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進します。
〔警察本部〕
- オンラインカジノ対策に係る関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。
〔県民文化局〕
- インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルール作りを支援する講座を開催します。
〔県民文化局〕
- 警察本部や教育委員会、青少年育成関係団体、市町村等と連携を図りながら「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動」の中で、オンラインカジノは犯罪であることの規範意識を青少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進します。
〔県民文化局〕

◇啓発用ポスター（警察庁・消費者庁 2022）

